

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月27日（金）午後2時00分から午後2時36分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

松本吉充
松田浩一郎
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笹岡健一
矢鉾次義
湯野和也
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
松田林一
湯治裕子

4. 欠席委員（2人）

宮本光次郎
上原誠

5. 出席推進委員（23人）

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
齊藤光幸
中西千代志
井戸繁夫
益田知明
岡崎健治
川上貴博
石田雄一
有村敏之
高木淳
杉本秀雄
瀬本浩和
杉山秀治

久保田幸男
草原光雄
宮崎修
村田裕之
緒方道弘
今村初幸
金水光
宮山卓也

6. 議事日程

- 第1 議案第55号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第56号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第57号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第58号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第59号 農用地利用集積等促進計画について
- 第6 議案第60号 非農地通知について
- 第7 議案第61号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
係長	井上 真由美
主幹	小山 貴晴
参事	橋本 周斉

8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。ご発言につきましては、会場の中央に設置しております演台の場所にて発言していただきます。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。</p> <p>それでは、ただいまから2月の総会を開会したいと思います。本日は、宮本委員、上原委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>それでは、2月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。6番 萩本一浩委員、7番 松本吉充委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、今月は、法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますの</p>

で、よろしく申し上げます。まず、議案第55号 農地法第3条による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、賃貸借による権利の設定が2件、売買による取得が1件、贈与による取得が3件ありました。

地目は、田 31,975平方メートル、畑 2,873平方メートル、計4,848平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、松高。

推進委員

松高地区の井戸です。申請番号1番について、ご説明申し上げます。この案件は、松高と郡築に跨る案件ですが、渡し人も受け人も同一ですので、一緒に行います。2月25日に鞍本農業委員、郡築の広瀬推進委員と申請地を確認いたしました。申請地は、〇〇〇〇〇号線、通称△△道路の□□側に1.6ヘクタール、〇〇〇番町側に4反あります。親子間の所有権移転ですので、何ら問題はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

2番、金剛。

推進委員

金剛担当の石田です。2番について説明いたします。20日、内田委員と現地調査を行いました。場所は、揚町〇〇〇〇〇〇〇〇から△へ約500メートルほど行ったところで、揚町と高植本町の境いです。譲渡人は、農業を辞めておられ、数年前から農地を貸しておられました。譲受人は、この度、法人化され、規模拡大のために借り入れのための申請となります。続いて3番目です。これも20日に内田委員と調査を行いました。こちらも同じ法人が受手です。これまで個人で自作してこられた農地を法人として借り入れて、規模を拡大したいという申請です。ご審議をお願いいたします。

議長

4番、坂本。

推進委員

坂本地区担当の杉山です。申請番号4番について、説明いたします。昨年の10月3日、宮本農業委員と事務局職員で申請位置の確認を行いました。申請地は、坂本町の入口西部地区の△△△△△△に面した□□□、○○○それぞれの集落の中に入り、譲渡人は、配偶者の死亡により申請案件の農地を相続されたものの、農業経営の経験もなく、今後経営する予定がないため、故人の知人である申請人に、有償で譲り渡すことになり、今回の申請に至りました。譲受人は、今回取得予定の農地に果樹、野菜の栽培に意欲を持っておられ、周辺の農地、宅地への影響もなく、何ら問題はないものと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

5番、泉。

農業委員

泉担当の松田です。推進委員が欠席のため、私が説明します。申請番号5番、6番。譲渡人が一緒なので、併せて説明します。2月18日、行政書士と事務局職員で現地を確認しましたところ、適正に管理がなされ、何ら問題はないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆様から何かご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願ひします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。

今月の申請は3件で、農地転用許可の農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。

なお、2番及び3番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、太田郷。

推進委員

1番太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号1番について説明します。2月23日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、八代インターチェンジより〇へ約△キロ先に位置します。転用の目的は、申請人の家族が農業用倉庫を解体し、跡地に住宅を建築し、代替の農業用倉庫を建設するため、今回の申請に至りました。なお、無断転用でしたので、始末書が添付されています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

2番、宮地。

農業委員

太田郷・宮地地区担当の有馬です。今日は、澤野委員が欠席のため、代わりに説明します。2月22日澤野委員と現地を確認しました。申請人は、親族の家屋と土地を相続しましたが、宅地の一部分である駐車場が、地目では農地であることが判明しました。この度農地転用の申請です。無断転用であったため、始末書が添付されています。よろしく、ご審議お願いします。

議長

3番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。3番について説明します。2月23日、平野農業委員と申請人の3人で現地の確認調査を行いました。申請地は、二見の〇〇から△△△方面に50メートルくらいあり、申請人が、相続登記を行われる際、小屋の半分と車庫の地目が畑となっていたため、今回の申請になったものです。無断転用であったため、始末書が添付されています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

以上の案件につきまして、皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第58号 農地法第5条事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案58号 農地法第5条事業計画変更申請について、議案書9ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、その内容は、議案書記載のとおりです。

転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから承認できると判断しました。なお、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について、5ページの申請番号4番と同時に申請がなされております。それでは、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は、○○○町の区画整理区域内の□□□□□店の△側に当たり、現況、造成済みの農地で、当初計画は、○○○○事業及び□□□□□駐車場用地として利用しようとしたが、それぞれの事業所へ隣接していないため、円滑な活用ができるように今回の申請になりました。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから8ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が11件、賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が2件の合計の14件です。農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。

なお、9番及び10番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田です。申請番号1について説明します。2月21日、現地確認いたしました。申請者は、東京都大在住の男性で、定年を機に実家近くに転居したく、親族の田を譲り受け、個人住宅を建築したいとのごことでございます。〇〇沿いであり、北側に住宅、南側に△△△△△、西側に田があり、周りを擁壁で囲い、周辺に迷惑がかからないようにするという事です。何ら問題がないものと思いません。審議をお願いします。

議長

2番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号2番から6番について説明します。2番、申請地は、△△△町の区画整理区域内の□□□□□の東側に当たり、現況、株式会社〇〇〇〇の事務所と倉庫が建設されているところで、既存の建物を利用して貸事務所として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思いません。

3番、申請地は、〇〇〇町の区画整理区域内の△△△△△△△△△△店の□側に当たり、現況、区画造成済みの農地で、ここを公衆用道路とゴミ置場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。4番、申請地は〇〇〇町の区画整理区域内の△△△△△△△△△△店の□側に当たり、現況、造成済みの農地で、ここにデイサービス施設を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。5番、6番は、隣接した農地なので、一緒に説明します。申請地は、〇〇〇町の区画整理区域内の△△△△△△△△△△△△の□側に当たり、周りが住宅地で、現況、造成済みの荒地状態の農地で、5番は個人住宅、6番は店舗及び事務所を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議長

7番、松高。

推進委員

松高地区の井戸です。申請番号7番について、ご説明申し上げます。2月25日、鞍本農業委員と申請地を確認いたしました。申請地は、通称臨港線〇〇〇〇〇の△△□□メートルぐらいのところにあります。会社の隣接地で自身が所有する農地を会社名に変更し、駐車場、資材置場にするという申請です。既に、農振除外の手続きも完了しております。何ら問題はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

8番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号8番について説明します。2月23日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、□□□□から〇へ約△△△メートル先に位置します。転用の目的は、新八代駅に近く、生活に便利な住環境に適している申請地を買い受け、特定建築条件付売買予定地として販売する計画です。周辺農地への排水、日照等に影響を及ぼすことはないと思います。以上、申請番号8番について、地元の担当として、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

9番、高田。

農業委員

高田地区担当の湯野です。本日は、山崎委員が欠席のため、私が代わって説明いたします。2月21日、山崎委員と現地を確認しました。申請地の場所ですけれども、〇〇〇〇〇を△△橋を渡って、□□□メートルくらい〇〇〇方面に下って、そこから〇〇〇町の△△△がありますけれども、そこの前から斜め100メートルくら

い□□□方面に行ったところにあります。申請理由ですが、所有者が相続により土地を取得しましたが、既に造成されて、駐車場として使用されていましたが、無断転用であったことがわかり、始末書が提出されております。申請地の状況ですが、面積が316平米、周りは住宅地としてアパート、個人住宅等が並んでおります。

住宅を建設したいということで申請が出ていますが、周りの環境を見渡すと、住宅としては適当であると見受けられます。なお、無断転用でありますので、始末書も添付されておりますが、委員の皆様のご支援ご審議をお願いします。

議長

10番、金剛。

推進委員

金剛平和地区の高木です。申請番号10番について、説明いたします。場所は北平和町○○番の△、面積が475平米ありまして、農機具及び農業資材置場を設置したいという案件であります。郡築の方で、配送する時間のロスが大きくなってきているので、どうしても北平和地区に設置したいという案件であります。また、水稻と露地野菜の規模拡大を計画されており、どうしても、当地に設置したいということです。また、無断転用であるため、始末書が添付されております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長

11番、日奈久。

推進委員

日奈久担当の杉本です。申請番号11番について説明します。2月22日、申請者立ち会いのもと、橋本委員、土地改良区理事、保全会役員と現地確認しました。

現在建設中の○○○○○○○の△側□□□メートルです。そこでサーモン陸上養殖を計画されています。大量の水を必要とされるので、井戸水の塩分濃度や排水方法などを確認しました。水の塩分濃度は、作物の生育に影響はないということでした。隣接する工事中の○○○は、遊水池だったので、農業委員会の許可は要らないという話でした。よろしく審議をお願いします。

議長

12番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の村田です。申請番号12番と13番について、説明いたします。23日の月曜日に本田委員と現地確認を行いました。申請番号12番は、鏡○○沿いの△△△△△から□200メートルぐらいにあり、学校や有佐駅等生活の利便性に優れていることもあり、宅地分譲地として販売したいとの申し出がありました。既に、付近は保育園や住宅が立ち並んでおり、何ら問題はないと思います。申請番号13番は、鏡○○○○○を△△方面へ300メートルぐらい行った西側の田と住宅

が混在する場所にあります。鋼構造物工事等を営んでおられる会社の資材置場として、その一角を使用したいとのことでした。日照を遮る高さまで資材を積み上げることはないとの説明を受けましたので、周辺農地や住宅への影響はないものと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆様から、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可します。なお、8番の太田郷の案件は、3,000平方メートルを超えるため、県の諮問会議に許可相当として進達いたします。

次に、議案第59号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第59号 農用地利用集積等促進計画について、議案書10ページから40ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。

今回の案件は、賃貸借は、一括契約が45件、更新が2件、再配分が8件、所有権移転は、機構買入が2件、機構売渡が6件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。

なお、この基盤強化法及び中間管理法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月の、熊本県農業公社との農地の所有権移転は、13月11日、水曜日及び3月12日、木曜日に実施いたします。関係する地区は、高植本町、鏡町貝洲です。地区の委員さんにおかれましては、ご出席いただきますようよろしくお願ひいたします。議案第59号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありました。皆様から、何かご質問ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

これは、農用地利用集積等促進計画ですので、原案どおり決定する事とします。

議案第60号 非農地通知について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第60号 非農地通知について、議案書41ページのとおり付議します。この案件は、利用状況調査の結果、各委員方に非農地と判定された農地について審議をお願いするものです。非農地通知は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議するもので、非農地と判定した場合は、所有者に対して非農地通知を送付するとともに、県、法務局等の関係機関に非農地通知一覧を送付するものです。内容につきましては議案書記載のとおりです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員から説明をお願いします。

1番、泉。

農業委員

泉の松田です。申請番号1番、2番について説明いたします。先ほど事務局から説明がありまして、昨年、令和7年9月19日に農業委員と農地利用最適化推進委員で実施しました、利用状況調査、農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地と判定した農地です。現地は、山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとし、非農地通知を発出いたします。

次に、議案第61号 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第61号 非農地証明願について、議案書42ページのとおり付議します。今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、昨年令和7年、10月3日、坂本地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断し

ているところです。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いします。

1 番、坂本。

推進委員

坂本地区担当の杉山です。申請番号1 番について、説明いたします。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、昨年1 0月3日に農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地調査を行った結果、現地は、山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2 条第1 項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたしました。

本日予定の議案がすべて終了いたしました。今月は、地目変更届、農地法第1 8 条第6 項の規定による合意解約届がありましたので報告します。これを持ちまして、2 月の八代市農業委員会総会を閉会いたします。

八代市農業委員会会議規則第1 9 条第1 項の規定により署名する。

令和8 年2 月2 7 日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員